

平成 1 7 年 4 月 6 日

総合施設モデル事業の採択について

「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」に係るモデル事業については、各都道府県等からの実施希望に基づき、実施形態などを勘案し、別紙のとおり36か所を選定したところです。

総合施設モデル事業実施園 一覧表

都道府県	市区町村名	公・私別	設置者	施設名
北海道	登別市	私立	学校法人・登別市	白雪幼稚園 登別保育所
青森県	弘前市	私立	学校法人・社会福祉法人	柴田幼稚園 桜ヶ丘保育園
岩手県	水沢市	私立	社会福祉法人	駒形保育園
宮城県	仙台市	私立	学校法人	ろりぼっぶ幼稚園 ろりぼっぶ保育園
秋田県	平鹿町	私立	社会福祉法人	浅舞感恩講保育園
山形県	酒田市	私立	学校法人	アテネ幼稚園
福島県	二本松市	私立	学校法人	まゆみ幼稚園 中里保育所
茨城県	日立市	私立	学校法人	茨城キリスト教大学附属 聖児幼稚園日立園
群馬県	明和町	公立	明和町	明和町立明和幼稚園 明和町立明和保育園
埼玉県	岡部町	公立	岡部町	おかべ幼稚園 みらい幼児園おかべ
千葉県	柏市	私立	学校法人	くるみ幼稚園
東京都	品川区	公立	品川区	二葉すこやか園 二葉つぼみ保育園
東京都	新宿区	私立	社会福祉法人	エイビイシイ保育園
神奈川県	横浜市	私立	学校法人・社会福祉法人	ゆうゆうのもり幼稚園・保育所
新潟県	塩沢町	私立	学校法人・社会福祉法人	金城幼稚園 わかば保育園
長野県	長野市	私立	学校法人	若穂幼稚園
岐阜県	各務原市	私立	学校法人・社会福祉法人	かわしま幼稚園 川島保育園
愛知県	豊田市	公立	豊田市	渡刈保育園
三重県	東員町	公立	東員町	東員町立三和幼稚園 東員町立みなみ保育園

総合施設モデル事業実施園 一覧表

都道府県	市区町村名	公・私別	設置者	施設名
滋賀県	守山市	私立	社会福祉法人	カナリヤ第4保育園
京都府	綾部市	私立	社会福祉法人	中筋保育園(中筋幼稚園)
大阪府	堺市	私立	学校法人	常磐会短大付属泉丘幼稚園
兵庫県	加西市	公立	加西市	賀茂幼稚園
奈良県	奈良市	公立	奈良市	帯解幼稚園・保育所
和歌山県	白浜町	公立	白浜町	白浜幼稚園
島根県	松江市	私立	学校法人・社会福祉法人	育英北幼稚園 たまち保育園育英北分園
岡山県	岡山市	私立	その他	だいいち子どもの国
広島県	広島市	私立	社会福祉法人	広島光明学園保育園
山口県	防府市	私立	学校法人	鞠生幼稚園
香川県	牟礼町	公立	牟礼町	はらこどもセンター (原幼稚園・東部保育所)
愛媛県	松山市	私立	学校法人	東松山幼稚園
高知県	南国市	私立	学校法人	ひまわり幼稚園
佐賀県	川副町	私立	学校法人	鳳鳴の里幼稚舎
長崎県	佐世保市	私立	学校法人・社会福祉法人	光の子グレース幼稚園 光の子保育園
熊本県	玉名市	私立	学校法人・社会福祉法人	大倉幼稚園 八嘉保育園
宮崎県	南郷町	私立	学校法人	立正幼稚園

総合施設モデル事業について

1 趣旨

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月閣議決定)において、就学前の教育と保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とするよう、平成18年度までに検討することが決定された。また、「規制改革・民間開放推進3カ年計画」(平成16年3月閣議決定)においては、総合施設の実現に向けて、平成17年度に試行事業を先行実施するなど様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行うこととされたところである。

さらに、「中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議」の審議のまとめにおいては、教育・保育の内容や職員配置、施設設備等の在り方について、試行事業を含めて引き続き検討していくことが適当であるとされたところである。

これらを踏まえて、平成17年度に総合施設モデル事業を実施し、その成果に基づき、総合施設の具体的な制度の設計を行うことにより、総合施設の円滑な実施に資する。

2 委託先

都道府県、指定都市及び中核市

※ モデル事業は、下記の内容で事業を担いうる幼稚園、保育所等において実施。

3 委託期間

委託を受けた日から平成18年3月31日までとする。

4 事業の実施

実施園は、「中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議」の審議のまとめを踏まえ、実施園において就学前の教育と保育を一体として捉えた教育・保育活動をモデル的に実施し、当該活動を通じて、教育・保育の内容や職員配置、施設設備等の在り方など、総合施設制度の実現に向けた課題等について、都道府県等と協力して調査研究を行う。

ア 実施内容

- ① 就学前（0～5歳）の全ての子どもを対象とした教育・保育サービスを提供すること。ただし、0～2歳児については親子登園を行うことで、保育に代えることもできる。
- ② 8時間程度（3～5歳児については、4時間程度の共通の教育・保育時間を確保）の利用を希望するニーズにも対応した教育・保育サービスを提供すること。
- ③ 親について、親子の交流の場の提供や子育て家庭への相談や支援を行うこと。

イ 実施形態

- ① 既存の幼稚園と保育所とが連携して実施【幼保連携型】
原則として幼稚園と保育所の建物が合築又は併設。ただし、建物が離れていても施設の管理運営及び教育・保育が一体的に行われていれば可とする。
- ② 幼稚園に保育所的機能を附加して実施【幼稚園実施型】
既存の幼稚園が附加的に保育サービスを提供する。
- ③ 保育所に幼稚園的機能を附加して実施【保育所実施型】
既存の保育所が附加的に教育サービスを提供する。

ウ 教育・保育の内容、職員配置

合同検討会議の審議のまとめを踏まえて設定。

〈教育・保育の内容〉幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿ったものとする。（3～5歳児については、4時間程度の共通の教育・保育時間の活動内容を各実施園に置いて工夫。なお、それらの活動内容については、幼稚園における教育に相当するものと位置付けることを想定。）

〈職員配置〉0歳児・・・概ね子ども3人につき1人以上
1～2歳児・・・概ね子ども6人につき1人以上
（又は0～2歳児を通じて概ね子ども3人～6人に1人の間）
3～5歳児・・・概ね子ども20人～35人に1人の間

3 本事業の経費の取扱い

- すべての実施園について、調査研究事業に要する経費を支出
- 私立施設において実施する場合、モデル事業実施のために新たに必要となる運営に要する経費を支出